

令和3年6月6日

県内事業者 様

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

本 部 長 玉城 デニー

「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」の変更に伴う
協力要請について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、令和3年5月24日付保感第271号にて特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の実施等について依頼しているところですが、現時点の感染状況から更に人と人との接触機会を徹底的に低減し感染拡大を抑止するため、6月3日に沖縄県対処方針を変更しました。

県内事業者の皆様におかれましても下記の緊急事態措置に係る沖縄県対処方針に基づく感染防止対策の取組の実施を新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき要請いたします。

事業者の皆様には、ご苦勞をおかけしますが県民のいのちと健康を守るために是非ともご理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 緊急事態措置に伴う沖縄県対処方針による要請事項

会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）

- (1) 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の推進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を協力的に推進すること
- (2) 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する
- (3) 職場や店舗等における各業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行うこと
 - ・従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませること
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること（別添2参照）
 - ・事務所の換気を励行すること
- (4) 自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求める

- (5) 学校等の臨時休業に伴い、育児等のために休む必要がある従業員に対して、休暇取得を認めること（働きかけ）
- (6) 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること
- (7) 自社の従業員等に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- (8) 屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜８時以降夜間消灯すること（働きかけ）

2 添付資料

- (1) 特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針【6月3日変更】
- (2) 各事業者における「新型コロナウイルス感染症対策」について
- (3) 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）
- (4) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（例）

問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症等対策 本部総括情報部感染症対策課 TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888
--